

【参考】LNG売買契約における仕向け地条項と転売の関係

- 8月22日の第23回ガス事業制度検討WGにおいて、武田委員から「LNG売買契約における仕向け地条項と転売の関係」についてご質問をいただいております。
- これについて、各事業者の実情も踏まえて、下記の通り改めてご回答いたします。

武田委員のご質問内容

- 仕向け地条項の本質は転売禁止だと思うが、国内の転売まで許容されていないのか確認して欲しい。
- 仕向け地条項は、輸出の際に必ず港をキープしておかなければできないというのは理解できるが、国内事業者の転売まで（禁止することを）求めることは産ガス事業者にとってインセンティブがないようにも思う。

JGAからのご回答

- ✓ LNG売買契約における仕向け地条項と転売の関係は、事業者、さらには事業者が締結する契約によっても状況は様々であり、以下に分類される。
 - ＜仕向け地条項がない契約＞
 - LNG船と港の物理的な制約がない限り、転売することが可能である。
 - ＜仕向け地条項がある契約＞
 - ・特定の港/特定の事業者への荷揚げが規定されている契約
 - 一般的には、契約上他の事業者への転売は許容されない（売主との協議により可能な場合もある）。
 - ・日本国内の基地であれば荷揚げが制限されない契約
 - 物理的な制約がない限り、他の事業者への転売は許容される（売主との協議が必要な場合もある）。
- ✓ なお、JOGMECの発表（21/10/5）によると、2020年度断面では電力用LNGを含む全取扱量の43%が仕向け地条項の無いLNG売買契約とされているが、各事業者においてどの契約が主流かについては、個社の契約に係る内容であり弊会として把握することはできかねる。